

駐車場附置に係る地域ルール策定促進事業

【募集要項】

○申請書類の提出方法及び期間

提出方法：提出書類一式をpdfにて下記アドレス宛にお送りください。

S0000168@section.metro.tokyo.jp

応募期間：令和4年4月15日（金） ～ 令和4年5月31日（火）

○申請書類の提出先及び問い合わせ先

東京都 都市整備局 市街地建築部 建築企画課 建築担当

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第二本庁舎3階南側

TEL 03-5388-3343（直通）、内線30-636

第1 駐車場附置に係る地域ルール策定促進事業の概要

1-1 事業概要

駐車場附置に係る地域ルール策定促進事業（以下、「促進事業」という。）は、東京都駐車場条例（昭和33年東京都条例第77号。以下「条例」という。）第17条第1項第2号に規定する区域（同項第1号に規定する区域に該当する場合を除く。以下「対象区域」という。）において、東京都（以下「都」という。）が駐車場附置に係る地域ルール（以下「地域ルール」という。）の策定に取り組む地区を選定し、策定主体となる区市に対して必要な支援を行い、地域ルールの策定を促進するとともに、先例事例として、他の区市に周知を行うことにより、地域ルール策定への取組を促すことを目的とする。

1-2 支援対象

都は、地域ルールの策定主体の区市に対して調査・検討費用等の支援を行うことし、支援の対象は、対象区域のうち、次のいずれかに該当する特徴を有する地区とする。ただし、選定する地区数は各1地区とする。

- (1) 現在は駐車場の余剰が見られないが、今後、複数の大型開発が見込まれ、大量の附置義務駐車場の発生がまちづくりの方向性と齟齬を生じさせるおそれのある地区
- (2) 商業施設の集積や交通規制により歩行者中心のまちづくりをする中、老朽建物の建替えにより、附置義務駐車場が発生することで、まちづくりの方向性と齟齬が生じるおそれのある地区
- (3) 附置義務の対象建物は少ないが、狭あいな道路に面した小規模な物販飲食店などが集積し、歩行者中心のまちづくりを進める中で、荷さばき車両等と歩行者の錯綜が生じるおそれのある地区

1-3 事業の条件

原則として、令和6年度までに地域ルールを策定すること。また、地域ルールに建築主等が取り組む地域貢献策を定め、地域貢献策としてZEV用充電器の設置誘導を位置付けること。

第2 地区の公募・選定

2-1 応募主体

応募主体は区市とする。

2-2 公募スケジュール

公募は次のスケジュールで実施する。

令和4年4月15日（金）

募集要項公表・募集開始

5月31日（火）

応募受付締切り

6月下旬

地区の選定

2-3 応募書類等

促進事業に応募する区市は、次に定める応募書類等を都に提出するものとする。

（1）応募書（別記第1号様式）

応募書には、本文及び概要を添付すること。

（2）地域ルール策定に要する経費の概要（別記第2号様式）

なお、応募書類等の提出は下記メールアドレスにPDFファイルで送付するものとし、郵送での受付不可とする。

提出先：S0000168@section.metro.tokyo.jp

※メールの件名は「駐車場附置に係る地域ルール策定促進事業応募書類（〇〇区又は〇〇市）」とすること。

2-4 選定方法

応募のあった地区について、審査会において別に定める審査基準に基づいて書類審査、ヒアリングを行い選定する。選定にあたり、都は必要に応じ、条件を付すことができる。また、応募書類等を提出した全ての区市に対し、審査結果を書面にて通知する。

第3 促進事業における取組

3-1 技術的支援

都は、地区の選定を受けた区市に対し、地域ルールの策定に関する情報の提供や検討に必要な助言等の技術的支援を行う。

3-2 財政的支援

- （1）地区の選定を受けた区市は、予算の範囲内において、地域ルール策定に必要な調査・検討等の経費について、都に補助を申請することができる。
- （2）都は、前項の申請があった場合、地区の選定を受けた区市に対して、予算の範囲内で経費の一部を補助する。
- （3）財政的支援の補助対象は次に掲げるものとし、費用の3分の1を上限とする。ただし、他の制度により費用の補助を受けるものは、本事業の補助対象から除くものとする。
 - ① 地域ルール策定に必要な駐車場利用実態調査（別紙参照）に要する費用
 - ② 地域ルールの検討案の作成に要する費用

③ 地域ルール策定協議会の運営に要する費用

3-3 促進事業の報告

- (1) 都は、地域ルール策定のための調査・検討内容、検討に基づき策定した地域ルールに関する成果、地域ルールによる効果等について、区市に対し、報告等を求めることができる。
- (2) 区市は、都から報告等の求めがあった場合、遅滞なく報告及び資料提出等を行うものとする。
- (3) 都は、前項の規定による報告内容等について、必要に応じて公表することができる。
- (4) 地域ルールの検討内容が2-4で付した条件に従い遂行されていないと認める場合は、都は、区市に対し、これらに従い地域ルールの策定検討を行うよう指示することができる。

第4 その他

4-1 選定後の地域ルール策定検討の中止等について

区市は、選定された地区における地域ルールの策定を中止しようとする場合は、理由を付して都に報告し、事前に都の承認を受けなければならない。また、都の求めに応じて、それまでの補助額の全額若しくはその一部を都に返納しなければならない。

4-2 選定の取消し

次に掲げる事項のいずれかに該当した場合は、選定を取り消す場合がある。また、選定の取消しにより、地区の選定を受けた区市に損失が発生した場合であっても、都は一切の負担を負わないものとする。

- (1) 虚偽の記載を含んだ応募書類等により選定を受けた場合。
- (2) 地域ルールの策定検討にあたり、各種法令に適合しない事実が判明した場合。
- (3) その他、この事業に係る要綱等に定める事項に反し、又は都の指示に従わなかった場合。

4-3 応募書類等

- (1) 必要に応じて、都から追加資料の提出及び説明を求めることがある。
- (2) 申請書提出後の修正等はいできない。
- (3) 申請書類、資料の作成及び提出に要する経費等、申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。
- (4) 審査会に参加しない場合には、申請を辞退したものとみなす。

4-4 問合せ先

東京都 都市整備局 市街地建築部 建築企画課 建築担当

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第二本庁舎3階南側

TEL 03-5388-3343（直通）、内線30-636